

《2003年10月例会報告》

■期 日：2003年10月24日（金）19：00～21：00

■会 場・JFAハウス4F会議室（東京都文京区本郷3-10-15）

■参加者

【サロン会員】上間匠（東京大学大学院） 熊谷建志（BSPインターナショナル） 小林俊文（群馬県立渋川高校） 小森誠之（早稲田大学） 坂下佳弘（Clubs/Club-Tokyo） 澤井和彦（東京大学） 竹中茂雄（NextCommunity@キャプテン） 内藤隆（横河武蔵野FC 普及・育成部門） 中塚義実（筑波大学附属高校） 中村淳（筑波大学大学院） ジュンハシモト（ライター） 原田和子（刈谷市サッカー協会） 本多克己（CLUBHOUSE） 宮崎雄司（サッカーマニア編集長） 山下則之（Jリーグ）

【未会員】荒井義行（毎日新聞） 入江知子（筑波大学大学院） 香山敬嗣（長野県サッカー協会/KARS）

佐藤隆幸（NPO法人杉並アヤックスFC） 杉沢幹生（NPO法人杉並アヤックスFC） 武田将吾（NextCommunity@チェアマン） 戸村賢一（フリーライター）

【CHQ】恩田悦守 貝瀬智洋 清水美香 鈴木徳昭

【報告書作成者】上間匠

注）参加者は、所属や肩書きを離れた個人の責任でこの会に参加しています。括弧内の肩書きはあくまでもコミュニケーションを促進するため便宜的に書き記したものであり、参加者の立場を規定するものではありません。

■テーマ

競技団体の登録制度を考えるーJFA200万人構想をめぐって

I. 登録制度の現在までの流れとJFA200万人構想

1. 趣 旨

「競技会参加」以外の多様な関わり方も含めてサッカーファミリーを広げていくために、「3年後には200万人」を合い言葉に、JFAではCHQ（キャプテン・ヘッドクォーターズ）が中心になって登録制度の検討が進められている。2002年度「クラブ申請制度」開始、2003年度「フットサル個人登録制度」開始。2004年度から東京都ユースサッカーリーグでは先駆的の制度が導入、またサロンにおいてもこれまで試案が検討されてきた。こうした中で、サロンではCHQとのミーティングの形をとりながら、「登録制度」についての共通認識を持ち、これからの同制度のあり方についてディスカッションを行った。

2. 「競技団体と登録制度」概論（中塚）

●日本の競技団体の特徴

日本の競技団体は、国際的な競技会への選手派遣母体¹⁾か全国的な競技会の主催団体として組織されたものがほとんどで、サッカーも例外ではない²⁾。つまり、FA（イングランドサッカー協会）の成立過程のような日常的なスポーツ活動を起源とした発足とは異なる³⁾。

●JFAの現行登録制度の理念（資料⁴⁾ ⁵⁾

JFAはこれまで何度か大きな改革が行われてきたが、登録制度は1978年に改革が為され、年齢による種別区分と加盟登録費（分担金）という考えを採用、現行の登録制度でも基本となっている。

多くの競技団体では現在も採用されている⁶⁾、社会人・大学生・高校生などの所属・身分でなされていた種別区分は、年齢を基準とした第1～4種の区分け(当初は、年齢制限なし、19歳未満、16歳未満、13歳未満)となった。これは、世界の流れに沿うものであった。また、当時協会の収入源として競技収入は大きなものであったが、協会の経営基盤の安定化も見据えて、受益者負担の考え⁷⁾のもとに加盟登録費を徴収することとなった。

現行のJFAの登録制度は、年度(4月～翌3月)単位・チーム単位の登録であり、選手はチームの二重登録は出来ない。

3. 「21世紀の競技団体のあり方」試案(中塚)

●サロン2002「フットサルプロジェクト1」で検討していた試案⁸⁾

クラブの中にいくつかチームがあり、クラブが集まったものがアソシエーションであるというのが基本的なスポーツ集団の捉え方である。しかしながら、現行のサッカーの登録制度では、クラブの概念はなく、チームが個人とセットになって協会・連盟に年度ごとに加盟している。サロンの試案は、基本的な考えに沿い、「協会・連盟に加盟するのはクラブであり、クラブの中にチーム(年齢別のチーム、また同年齢でも複数のチーム)があり、個人はクラブが把握する」というモデルである。また「クラブに所属しない個人」も考慮して、個人が直接協会からサービスが受けられる方法も視野に入れて考えた。これをもとにしながら、フットサルではその現状に合わせて、個人を直接把握する団体を、「施設」「クラブ」「区郡市協会」とし、大会毎にチームで参加するモデルを提案した⁹⁾。しかし、現状は、フットサルにおいても年度単位・チーム単位での登録になりつつある。

●東京都ユースサッカーリーグで導入する制度¹⁰⁾

2004年度に開幕する東京都ユース(U-18)リーグでは、加盟単位(学校運動部やクラブユース)を「クラブ」と称し、年度毎にリーグに加盟費を支払ってメンバーとなる。加盟クラブは、「参加チームの条件」を満たす「チーム」を編成してリーグ戦に参加することができる。条件さえ満たせば複数チームの参加もOKである。「チーム」のメンバーはリーグ期間中は原則として固定されるが、リーグ期間終了後にチームを編成し直すことは可能である。リーグの運営はチーム単位で支払われる参加費で行う。個々のプレーヤーは年度毎に会員となり、会費を支払う代わりにプログラムを入手できたり保険に加入できるという制度である。リーグ戦を通してクラブを育てていくという視点を有している。

4. CHQの検討概況(鈴木)

●キャプテンズ・ミッション

キャプテンズ・ミッションとは、サッカーに携わるあらゆる人が、楽しみ、幸せになれる環境を創り上げ、サッカーの普及と振興を目的とするJFA¹¹⁾が、日本サッカーの将来を見据え、この2年間ですべき事を取り上げたもの。サッカーに携わる人にとってより良い環境を作るため、協会内部だけでなく様々な意見を取り上げ、積極的な情報開示を行いながら、双方向のコミュニケーションを意図している。

●ミッション1：各種登録制度の検証・改革¹²⁾の目的

サッカーに興味を持つ人・携わる人々全てをサッカーの“仲間”として迎え入れ、JFAからのメリットを積極的に提供する事により、サッカーファミリーの拡大、そしてより良いサッカー環境の提供を目指している。

登録制度全体の目的として、次の3つを掲げ、CHQの検討の際の原則と位置づけている。

(1) JFAとリンクする人々を増やし、またサッカーに携わる人々の人口及び情報を把握する。そして、把握した人々に対し、競技会の充実・情報の提供等の登録メリットや、より良いサッカー環境を提供する。

(2) 登録者にとって登録しやすく、また、登録を受ける側にとっても処理しやすい仕組みを策定する。そして、特に選手/チームに関しては、登録証・移籍・2重登録の防止・その他登録に関わる対処をしっかりと行い、より充実した競技会を提供する。

(3) JFAとして一定の財源を確保し、その原資をJFAの基本運営・全国大会の充実・都道府県協会への還元・登録者に対するメリット供与等に活用する。また、都道府県協会としての安定財源を確保し、都道府県協会/支部/区郡市協会における競技会の充実・登録者に対するメリット供与等に活用する。¹³⁾

その合い言葉として「3年後、サッカーに携わる登録者200万」がある。CHQとしては、今後の日本サッカーの根幹を為す部分として、登録制度を重視し、適正かつ早期の実現を目指している。

● JFAメンバーシップ制度¹⁴⁾

サッカー界全員で一緒に考え、全員を大きくメンバーとして捉える。カテゴリーとして、施設、キッズ、選手/チーム、フットサル、審判、指導者、協会役員、運営者、ファンという9つ。それに加え、全ての登録に適用されるメリット・サービス・考え方としてのベーシックがある。各詳細は後述する。

選手や審判、指導者などの登録と、キッズやボランティアやファンの参加であるエントリーという二つをあわせてメンバーシップ制度を考えている(言葉の選択は要検討)。

また、現在紙ベースである登録・申請方法についてWEB利用を検討している。これによるコスト削減分を登録者や都道府県協会に還元出来るのではないかと考えている。同時に、サッカー界が、現在のIT化を日本の中で先進的に活用していく団体になればとも考えている。

・ベーシック

JFAのメンバーという共通の認識をもってもらおう。お金がかかるというよりは、サッカーを共に考えていくために必要な情報などを提供していく。具体的には、メンバーズカード配布、JFA主催の試合(代表の試合など)のチケット購入において多少¹⁵⁾の優遇、JFAが権利を有している事柄についてのサービス¹⁶⁾、メンバーズサイトの提供¹⁷⁾など。

・施設

全国のサッカー施設の情報を把握する。施設登録費の有償・無償、把握した情報の利用範囲については検討中(データベースとして有しているだけなのか、あるいはメンバーズサイトで利用可能な情報を積極的に提供するのかなど)。

・キッズのエントリー

ミッション3において幼児年代(キッズ)における普及・育成体制を検討しているが、普及・育成に合わせた登録制度を検討している。登録費の無償化、幼稚園などの団体としての登録などが考えられる。

・選手/チーム

現在80万人の登録があるが、競技会の開催方法と合わせて検討することで、より競技会に参加しやすい状況が出来るのではと考えている。また、現在プレーを楽しんでいるが登録をしていない人々¹⁸⁾に積極的にサービスを提供していく事で、JFAとリンクしてもらうことを考えている。

・フットサル

2003年度からJFAと個人が直接リンクする個人登録制度を開始したが、賛否両論ある。500円、1000円という登録費では、登録センターの設置や登録票・選手証の郵送で赤字となっている。必ずしも赤字が悪いとは考えていないが、コスト削減などで今後継続でき、ミッション7のファミリーフットサルの開催とも絡めて、登録数が増える方法を検討している¹⁹⁾。また現在フットサルでは、民間の大会などが充実しており、施設に登録し活動している人々も多い。そのような人々や施設に対してもサービスを提供し、JFAとリンクできる方法を検討している。

・審判

より良いプレー環境には、より多くのより質の高い審判が必要である。そのために、登録した審判には、メンバーズサイトから更に限定した審判スペシャルサイトを設け、レベルアップのためのサービス²⁰⁾を行うことを検討している。

・指導者

日本サッカーのレベルアップには、指導者の質を上げること、数を増やすことが非常に重要だと認識している。指導者に関して現在登録制度は存在しないが、体育協会との関係も含め、来年度からの開始を検討している。レベルアップのサービスとして、指導者スペシャルサイト²¹⁾の立ち上げや、定期的なテクニカルニュースの配信などを考えている。

・協会役員

日本サッカーの発展に責任のある協会役員自らも、登録費を払い協会の基本運営に携わるということを確認する(現在も行われている)。

・運営者

W杯の際に1万6000人のボランティアが活動し、またアントラーズなどではボランティア組織があるように、サッカーだけではなく様々なイベントに対してサポートしたいという人々が増えており、そのような人々に対して機会を提供出来るのではと考えている。また完全なボランティア(無償)だけでなく、有償の人々も視野に入れている。

・ファン

ベーシックと同じで良いのではないかという案と、お金を取ってメリット・サービスを提供する案²²⁾とを検討している。

II. ディスカッション(意義、問題、方法・提案)

1. 登録制度改革の意義—なぜ登録200万人にする必要があるのか?—

- ・登録はしていないがサッカーに携わる人々を、なぜ把握し、登録してもらう必要があるのか?
- ・CHQ内部でも何度も議論になり、その都度前述の「目的」に立ち返るようにしている。
- ・一言で言えば、「サッカーをしたい人がいるが、自分に合うプレー機会がない、グラウンドがないという状況がある」からだろう。(サッカー環境、ゆたかに暮らすための環境はまだ充分ではなく、その改善のためにJFAが出来ること、JFAしか出来ないことがあるからではないか?)
- ・登録費は、全て都道府県協会や選手/チームに還元する考えがJFAにはある。
- ・最終的には登録してもらうことは、実利よりもシンボルやステータスの意味合いが強いのもかもしれない。
- ・何かの数字を挙げて活動することは、スポーツから政界・財界など外の世界へのアピールになるのではないか。

2. 登録制度改革をめぐる問題

●個人登録を開始したフットサルで生じている問題

- ・フットサルでは既に民間で大会や登録が充実してきており(サッカー協会の成立状況とは異なる)、施設連盟も存在している状況で、なぜいまさら協会が乗り出してくる必要があるのかという意見がある。徐々に大会規模も大きくなり、今年度からは個人登録が始まったことで、民間の施設・運営者だけではコストの面から登録チェックが行き届かず²³⁾、大会が運営出来ない状況が生じている。それを考えると協会が参画することも一つの案ではある。しかし一方、全国につながる大会では個人・チーム登録するが、都道府県・市レベルや施設レベルではチーム登録だけといった対応が個別に採られている。そのようなガイドラインをJFAで作ってはどうか。
- ・JFAが個人登録を始めた考えとして、チームや大会に関わらずまず個人で登録してもらい、その中で例えば施設で大会があるから6人集まるとか、ファミリーフットサルがあるから家族で集まって参加してもらいイメージがあった。しかし、実情としてはプレーするときにはある程度チームが決まっていたりするために、現在ギャップが存在している。

- ・ギャップが出来る一つの原因としては、用語の用い方に問題があるのではないか。「登録」というと、大会に出るための参加資格という捉え方がされている。フットサルをしたい(日常的であったり、大会だけなど)人が会員になる制度だと捉えられる方法を考える必要があるだろう。それには、個人が登録することでのメリットが必要で、施設の充実や大会への審判の派遣などを検討している。

●サッカーでの現行登録制度では

- ・現行の登録制度では、「クラブ」の概念はない(クラブ申請制度のみ)が、(学年などで)複数のチームに分けて登録する方法を取ることは出来る。しかし、年度単位のチーム登録であるし、「1校1チーム」という高体連の制約もあるため、高校ではその方法はとりづらい。
- ・現在は、登録費と大会参加費が混同されている。選手はクラブ費と大会参加費と協会登録費を区別なくワンセットで捉えている。登録費はあまり高いお金は徴収できず、大会は都道府県で大会数などが異なるため参加費は一律にはいかないのが、受益者負担という認識をJFAではしている。
- ・補欠ゼロでみんなが試合に出ることが出来る、という状況をまず望む。それには同一大会に複数チームがエントリーできることが必要だろう。

●FA(イングランドサッカー協会)の状況²⁴⁾

- ・FAが直接管理しているのは、プロ(Premier および Division1~3)の選手/チームのみ(クラブではなくチーム?)である。紙ベースでの登録で、登録費は年間1ポンド(約200円)で事務手続き費用であり、登録によるメリットはほぼない。登録費と参加費は明確に区別されているのだろう。
- ・アマチュアの選手/チームに関しては、County FA(49の州協会、日本の都道府県協会にあたるだろう)に“大会登録”として各種大会/リーグ毎に登録。County FAは数多くのリーグを開催しているが、リーグの運営のためにある印象がある。
- ・民間の施設が主催する大会も(恐らく)County FAに届け出る必要があるようだ。
- ・全てをFA(イングランドサッカー協会)が管理しているのではなく、そのリーグを運営しているレベルの協会が審判(10段階の資格)を派遣するのだろう。Countyなど様々なレベルで移籍やその他の規約が整備されているところは日本でも同じだが、それがそれぞれのレベルで上手く運用されているようだ。

●日本の区郡市レベルでの実情から

- ・JFA・都道府県協会・地区協会と区郡市協会の間で関係がほぼ切れてしまっている²⁵⁾。
- ・地方の市サッカー協会には、県サッカー協会の組織下ではなく、市の体育協会からの補助金を受け取るための体育協会傘下組織である所も多い。各都道府県において区・郡・市のどのレベルで関係が切れているか、あるいはそれも一律ではなく、各区郡市協会個別で関係の有無が異なるようだ。
- ・体育協会傘下のサッカー協会(あるいは連盟)として存在するメリットは、市(行政)からの補助金(数百万)が出ること。また現在、利用可能な施設数は、県レベルよりも区郡市レベル所有のものが多く、体育協会所有・管理下の施設を(他の種目より)優先的に使用できること。
- ・区郡市レベルの選手/チームとしては、JFAには登録せず、チームの実力や活動意欲に合わせて大会(リーグも含む)を選び、大会主催団体への登録費あるいは大会参加費だけを払って参加するという戦略をとっている²⁶⁾。
- ・このように複雑化した状態を組織として一本化していくことが必要なのではないかと²⁷⁾。

3. 登録制度改革をめぐる方法・提案

●個々のクラブでは出来ないが、クラブが集まったアソシエーションなら出来ること

—区郡市レベルではどのようなメリットを期待しているのか？

ー J F A・都道府県協会であれば出来ないことは何か？

- ・ 区郡市で施設(芝生のグラウンドなど)を新たに作る際に J F Aから補助金が出るとよいのでは。
- ・ 現在利用率の低い(区郡市教育委員会や体育協会管理下の)施設の有効利用への支援。サッカー協会が教育委員会・体育協会に働き掛ける仕組みが欲しい(援助金が出るなど)。その際には、他競技との競合・バランスを考慮に入れなければならないだろう²⁸⁾が、利用率の低い現状ではまず、他競技あるいは何の団体にも利用されていない施設の開放を狙い、その支援が必要。そして個々の市体育協会・教育委員会への働き掛けは、都道府県サッカー協会あるいはさらにローカルな人々の役割だろう(J F Aがするにはローカルでコストがかかり過ぎて無理)。
- ・ 他のミッション(2. 施設、中学生年代の活性化)とも合わせ、J F Aと文部科学省との間では学校施設の夜間開放については合意が出来ている。しかし、最終的に許可を出す市教育委員会・校長会・校長のレベルでうまく進んでいない。進めるには、J F Aから、実際に(市教育委員会などとの)折衝の窓口となる都道府県協会の方向付け・財源確保が重要ではないか。そして、都道府県協会が採る具体的働き掛けの方法は、ゴールネットの寄贈などによる関係構築から始めるべきだろう。
- ・ 施設利用の最終的な許可者(教育委員会・校長会など異なる)に関する情報が整理されることは、都道府県協会だけでなく、他競技や一般の人々の利用にも有効ではないか。
- ・ ドイツやオランダでは、クラブを登録すると、その市や町の協会が使用できる施設を提供してくれて、そこでスポーツが出来る。オランダなどでは、クラブの経営にも市の協会が協力してくれる(そのようなことが出来る人材がいて、税金について行政にまで交渉してくれる)。指導者も派遣される。市協会が自立・発展するような指導をCHQから出来たら良いのではないか。
- ・ 市協会のリーグやクラブは小さく立ち上げて、続けていけば、お金もかからないし意外とやり易いのではないかと²⁹⁾³⁰⁾。J F Aに何を期待するかではなく、自分には何が出来るかを考えるのが基本だろう。

●都道府県の強化・自立

- ・ ミッション9ともあわせ、財政的支援により都道府県協会のでこ入れをJ F Aでは考えている³¹⁾。
- ・ 区郡市協会が現在の活動をより広げ充実させる(キッズサッカーへの取り組み、オランダの例など)ためには、都道府県協会あるいはその下の地区協会を通して、確かな情報の伝達が出来なければならないだろう。

●協会がクラブを通して個人を把握する試案ー J F Aはどのレベルで直接リンクするかー

- ・ 協会と個人が直接結びつくのは非常にコスト³²⁾がかかるのではないか。協会と個人との間にクラブというクッションが存在した方がよいのではないか。
- ・ 施設や施設の情報を持っているのは区郡市協会であり、その情報を一度中央に集めて提供するのは、コストがかかり、非効率ではないか。CHQが現在検討しているメンバーズサイトや情報センターのような役割をするのは、区郡市協会(あるいは都道府県協会)の方が情報の質もよく、コストも抑えられるのではないか。施設や情報のヒエラルキーは、区郡市協会やクラブというボトムアップの考えを制度全体として取り入れるべきだろう。
- ・ J F Aへの直接登録が200万人ではなく、J F Aが必要なときに区郡市協会(あるいは都道府県協会)にコンタクトでき、そこからの情報を総合した結果が200万人あるいはそれ以上という状態で充分ではないか。
- ・ ①施設面でのサービスがなされ、②日本サッカー協会ー地域協会ー都道府県ー地区協会ー区郡市協会という流れのなかで近くの協会でどのレベルの情報・サービスも受けられるのなら、区郡市レベルの選手も登録に魅力を感じるだろう。
- ・ ローカルになるにつれて制限がゆるくなる方がよいのではないかと(ローカルルールの存在³³⁾)。そして、クラブには所属しない個人が協会と直接につながるルートが存在することで、選手/チ

ームや地域に縛られずに様々な人々をサッカー界のファミリーとして迎えることが出来るのではないか。

4. 各論(細かく議論は出来ず)

- ・ 登録制度として解消出来る部分と、競技会の開催方法の検討³⁴⁾により解消できる部分があり、合わせて考える必要がある。
- ・ 協会役員(県協会を含む)の定年制度を検討すべきだ。
- ・ トレセン制度の目的と現実のギャップを検討すべき(国体のためのトレセンになっている都道府県がある)。
- ・ プロ 100 クラブ構想というのがあるが、それなら県で 2.2 クラブ。そうなるとクラブの範囲は、prefecture(県)ではなく海外のように city ではないか(月例会後の席で、日本の場合は藩(江戸時代)ではないかとの意見もあった)。
- ・ 指導者資格取得講習会の受講に「サッカー協会加盟団体の指導者」である必要はないだろう。

【資料・詳細】

- 1) オリンピック(1912 年ストックホルム大会)に選手を派遣することをクーベルタンが嘉納治五郎に依頼。急遽、選手派遣母体として、国内初のスポーツの統括団体である大日本体育協会(現(財)日本体育協会)が組織された(1911)。
- 2) 1918(大正7)年に大阪で日本フットボール大会(今日の全国高校サッカー選手権大会)が、同年名古屋と東京でも高校生の大会が開催された。この様子を知った F A (the Football Association : イングランドサッカー協会)から 1919 年に銀杯が贈呈され、その銀杯を争う競技会の主催団体として日本蹴球協会が発足(1921)。バレーボールも同様に、全国大会の開催団体として設立。
- 3) パブリックスクール各校で様々なルールでフットボールが行われていたが、ルール統一のため 1863 年ロンドンで会議がもたれ、F A が発足し、Association Football(=Soccer)が誕生した。ラグビー校のルールを好むものは F A には加盟せず、後に Rugby Union をつくった。
- 4) 長沼健、新時代に即した組織の確立を、日本サッカー協会機関誌、1978 年、12、No.1、p2~17
- 5) 後藤健生、昨日の J F A、季刊サッカー批評、20、p50~57、2003
- 6) サロン 2002 フットサルプロジェクト 1 報告書、2001 年 3 月、p19
- 7) 競技者のためにサービスをする協会の経費は競技者自身が負担、種別大会などの経費はその大会の収入で充当する、など。
- 8) 東京都フットサル連盟設立小委員会資料、図 1~4、
- 9) サロン 2002 フットサルプロジェクト 1 報告書、p26
- 10) 東京都ユースサッカーリーグ“規約” ver.4
- 11) 財団法人日本サッカー協会寄付行為(目的) 第 3 条 この法人は、日本サッカー会を統括し代表する団体として、サッカー競技の普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。
- 12) 資料 M1.各種登録制度の検証・改革
- 13) 収入に占める登録費の割合が 5 割ほどであった 1976 年改革時代に比べ、現在の J F A 年間収入 127 億円のうち、登録によるものは 12 億円ほどであるため、様々な面に還元する余裕が出来るようになってはいるが、やはり安定した財源としての意義はある。
- 14) J F A 未発表資料
- 15) J F A は財団法人なので、国民全体にすなわち未だ J F A のメンバーでない人でも、チケット購入の機会があるべきである。したがって、例えば収容人数 5 万人の主催試合ならば、50%は一般に、10%ほどを J F A メンバーの中から抽選での購入、などをイメージしている。

- 16) 日本代表の公開練習の見学など
- 17) 一般に閲覧出来るホームページからメンバーのみが利用可能なサイト。そこでは、メンバー同士の試合相手の募集や、練習場所の探索(登録施設とのリンクによる)や利用条件の優遇(料金)、指導者と指導者を必要としている現場(中学校など)間の情報提供、運営者と審判間の情報提供、J F A の運営・経営への意見申請などができる。
- 18) 非常に多く、500 万・600 万人にもなるかもしれないが、把握できていない。例えば、区郡市協会レベルでの活動のみが必要であったり(都道府県レベルの大会に進む気がない)、大会ではなく施設(グラウンド)さえあれば充分であったりする人々が多い。
- 19) 現在個人登録数は 6 万人。競技志向に偏っていたものから、大会毎にチームを編成して楽しむファミリーフットサルを含め、登録数 20 万人を考えている。
- 20) W杯や J リーグの動画を元にルールや判定の世界的基準を提供するなど。
- 21) 世界大会などの動画を元に、現在技術委員会などが行っている、テクニカルアナリシス(世界のサッカーの動向、日本の課題など)を提供する。
- 22) 日本サッカーミュージアムの入場割引、(J リーグアウォーズのような) J F A 主催パーティーへの参加、J F A ノベルティグッズの提供など
- 23) 関西の民間フットサル施設 35 施設の連盟が主催した大会(6 年目、5 回開催されている)において、決勝大会は、J F A への個人・チーム登録を義務付けていたが、違反があった。
- 24) CHQ メンバーによるヨーロッパ視察報告①～④、J F A news、2003 年 7～10 月号
- 25) 現在、J F A への登録は社会人ならチーム 7000 円(+個人 2000 円×人数をチーム単位で)を支払う。しかし実際は、地域協会・都道府県協会へのチーム登録費も合わせ 34000 円ほどになる。また J F A ・都道府県協会とリンクしない形で区郡市協会にも登録費を支払う。
- 26) 例えば愛知県刈谷市では、県サッカー協会・西三河サッカー協会と刈谷市サッカー連盟(以前は協会を名乗っていた)の間で関係が切れている。そのため、少女では、県内で完結する大会に参加費だけを払い参加することが可能(主催の県協会が認めている)。社会人では、刈谷市で 40～50 チームがリーグ戦をしており、西三河・県レベルでの活動を目指すなら、J F A に登録費を払うという方法が多い。
- 27) かつてスポーツ少年団において、登録を市協会→都道府県協会→中央といったその種目(サッカー)で一本化しようとする試みがあったが、成功しなかった。それは、当時のスポーツ団体(スポーツ少年団も含む)が体育協会からの補助金を運営の基盤としていたこと、当時の文部省・体育協会が影響力を行使できる補助金制度を維持したかったこと、市のサッカー協会が補助金を受けるための体育協会傘下組織としての性格が大きかったことなどが原因だろう。
- 28) サッカーだけが、競技団体(サッカー協会)と体育協会のコネクションが出来、他競技が淘汰される、あるいはその逆も起こりえるのではないか。
- 29) J リーグアカデミーでは、6～8 歳から補欠ゼロを目指したリーグをやっているが、50・60 チームで始めたリーグが今 300 チームほどになっている。グラウンドが足りないように見えても、どこかのチームが必ず探してきて運営できている。
- 30) 愛知県刈谷市でも、シニアの大会がシニア登録以前から行われているが、10 年経てば更に年齢が上のカテゴリーを作る必要に迫られ自然に活動は大きくなっていく。
- 31) 法人格を有する都道府県協会数を現在の 10 から 47 にする事を目指している。
- 32) サッカーでも個人単位での J F A 登録とした方が、移籍がスムーズに行くのではないかという意見があるが、人件費等コストが大きく難しいとも聞く。またメリットを提供するためにも莫大なコストがかかるのではないか。
- 33) 末端では登録なしで大会毎の参加でも良かったり、ユニフォームの規定を緩めたりなど。
- 34) 開催方式(様々なレベルでのリーグ戦を都道府県協会でも公式戦に認定、これからリーグ)の検討、競技会数の増加、参加条件・手続き(高体連・中体連とクラブユース連盟間の決まりごとなど)や大

会のヒエラルキーの整理など。

<感想・意見：上間匠>

2時間半では細かな部分までは網羅することはできませんでしたが、私には大きく見ると体育協会との連携が鍵に思えました。サッカーファミリーの増加、施設の情報・有効利用・増加、運営への補助金、大会開催方法(中体連・高体連)。それを無理なく実現するための(クラブ・区郡市協会が個人との主な接点である)制度。そして、小さく立ち上げ、動いてみるためのアイデアはこの2時間半に多くあったように思えました。